

ゴルフ場利用約款

京都大原パブリックコース

(約款の適用)

第1条 当コースを利用される方は規約と本約款に従ってご利用頂きます。

(利用約款の成立)

第2条 当コースにおいてプレーしようとする方は、当日フロントにおいて、チェックインすることにより当コースは施設利用をお引受けすることになります。

(ラウンドの申し込み・違約金等)

第3条 ①申し込みは3ヶ月前の1日午前9時よりインターネットにて受け付けます。

②キャンセル料等違約金の取扱いについては当コースの定めるところによります。

(利用の拒絶)

第4条 当コースは次の場合には利用をお断りすることがあります。

- 1.満員でスタート時間に余裕がない場合
- 2.天災その他やむを得ない事情によりクローズする場合
- 3.利用者が公の秩序もしくは善良な風俗に反する行為(暴力行為又は威嚇行為)をなすおそれがあると認められる場合
- 4.入場及び利用者が暴力団員、暴力団関係者又は、反社会的勢力(以下「暴力団員等」という)である場合
- 5.利用者が暴力団員等を同伴した場合
- 6.偽名または他人名義で申し込みが行われた場合
- 7.その他の理由により当コースを利用される事が好ましくない事由がある場合
- 8.本約款に違反した場合

(利用継続の拒絶)

第5条 当コースは次の場合には利用の継続をお断りし、当日の利用契約を解除します。

- 1.公の秩序もしくは善良な風俗に反する行為があった場合
- 2.当コースに対して好ましくない行為があった場合
- 3.暴力団員等であることが判明した場合
- 4.他のお客様に対し、不快な思いをさせる行為・言動があったと当コースが判断した場合
- 5.粗野な振舞い等、当コースの従業員に対して業務の遂行に支障をきたす行為があったと当コースが判断した場合
- 6.天災その他やむを得ない事情により施設の利用ができない場合
- 7.ルール・マナー及び警告を無視して改めない場合
- 8.本約款に違反した場合

(貴重品等)

第6条 当コースではお客様の金銭その他の貴重品はお預りいたしません。各自の責任で保管して下さい。

又、ロッカー及びフリーボックスをご利用の際、盗難及び事故があっても当コースは一切責任を負いません。

(携帯品・自動車)

第7条 携帯品(キャディーバック、ゴルフクラブ、その他)や駐車場の自動車などの盗難、紛失及び事故につきましては責任を負いません。

(プレーヤーの危険防止責任とエチケット・マナーの厳守)

第8条 1.ゴルフは時により危険を伴う場合があります。プレーヤーはエチケット・マナーを守り、自己の責任でプレーして頂きます。

- 2.プレーヤーは自己の飛距離を判断して先行組に打込まないよう打球してください。
- 3.プレー中は打者の前方には絶対に出ないで下さい。又、他者の打球には注目して危険を避けて下さい。
- 4.隣接ホールへの飛球時は大きな声で合図をしてください。
- 5.雷鳴があった場合には直ちにプレーを中止し、退避所に退避して下さい。
- 6.乗用カートの利用は、係員の指示及びカート利用約款に従いご利用下さい。

(違背の場合の責任)

第9条 利用者が第8条に違背し、第三者に傷害等の事故を発生させた場合、又、自ら傷害等の損害を受けた場合、当コースは一切損害賠償等の責任を負いません。

(火気使用の禁止)

第10条 喫煙は定められた場所以外は厳禁します。

(施設に損害を与えた場合)

第11条 利用者の故意または過失により当コースの施設、備品に損害を与えた場合は、その損害を賠償して頂きます。

(施設内への持込禁止品)

第12条 施設内に下記のものを持ち込むことをお断りします。

- 1.動物等のペット類
- 2.著しく悪臭を放つもの
- 3.騒音を発するもの
- 4.自身で保管できないもの

(行為の禁止)

第13条 施設内で下記の行為はお断りいたします。

- 1.とばくその他風紀をみだす行為
- 2.物品の販売・宣伝広告等の行為
- 3.プレーヤー以外のコース内への立入り
- 4.他人に迷惑を及ぼし、又は不快感を与える行為
- 5.コース内での正規プレー以外の練習

(服装について)

第14条 ドレスコードはフリーです。タトゥー、刺青等は見えないようにすること。